

# 野々市市第3期障害福祉計画 (素案)

平成24年3月9日現在

平成23年3月

野々市市



---

## 目 次

---

<b>第1章 第3期障害福祉計画の基本的考え方</b>	1
1. 第3期計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 国の「障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備並びに円滑な実施を確保するための基本指針」	3
(1) 障害福祉計画の基本的理念	3
(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	3
(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	4
5. 改正障害者自立支援法について	5
(1) 改正障害者自立支援法における施設体系・事業体系	5
(2) 改正障害者自立支援法の概略	6
<b>第2章 野々市市の現状</b>	7
1. 人口構造	7
(1) 人口、世帯数の推移	7
(2) 年齢階層別人口の推移	8
2. 障害のある方の状況	9
① 身体障害のある方の人数	9
② 知的障害のある方の人数	10
③ 精神障害のある方の人数	11
3. 野々市市の社会福祉施設	12
<b>第3章 第2期計画の進捗状況</b>	13
1. 自立支援給付の利用実績	13
(1) 訪問系サービス	13
(2) 日中活動系サービス	14
(3) 居住系サービス	17
(4) 指定相談支援(サービス利用計画作成)	18
2. 地域生活支援事業の利用実績	20
(1) 地域生活支援事業の内容	20
(2) 地域生活支援事業の利用実績	21
3. 第2期計画のまとめと今後の課題	23
<b>第4章 野々市市第3期障害福祉計画の基本的視点</b>	24
1. 基本理念	24
2. 基本目標	24

<b>第5章 目標値の設定と今後の方策 .....</b>	<b>26</b>
1. サービス提供体制の整備と総合的な相談支援体制の構築 .....	26
2. 地域生活への移行者数の目標値の設定 .....	26
(1) 施設入所・入院から地域生活への移行 .....	26
(2) 福祉施設から一般就労への移行 .....	27
3. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量と方策 .....	28
(1) 訪問系サービス .....	28
(2) 日中活動系サービス .....	29
(3) 居住系サービス .....	32
(4) 相談支援 .....	33
4. 地域生活支援事業の見込量と方策 .....	35
(1) 地域生活支援事業の見込量 .....	35
(2) 各事業の見込量確保の方策 .....	37
<b>資料1 計画の上位・関連計画 .....</b>	<b>38</b>

本文13p～38pの単位の説明

時間分＝月間のサービス提供時間

人日分＝月間の利用人員×一人一月あたり平均利用日数

人分＝月間の利用人員

} で算出されるサービス量

# 第1章 第3期障害福祉計画の基本的考え方

## 1. 第3期計画策定の趣旨

国の障害のある方への福祉は、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定していた措置制度から、平成15年4月から施行された「支援費制度」を経て、障害者自立支援法が平成18年4月から施行され、6年が経過しました。

障害者自立支援法は、障害のある方ができるだけ自立した生活をおくれるように支援し、障害のある方誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

また、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号。以下「改正障害者自立支援法」という。)が成立し、利用者負担の見直しや相談支援の充実等が行われることになりました。

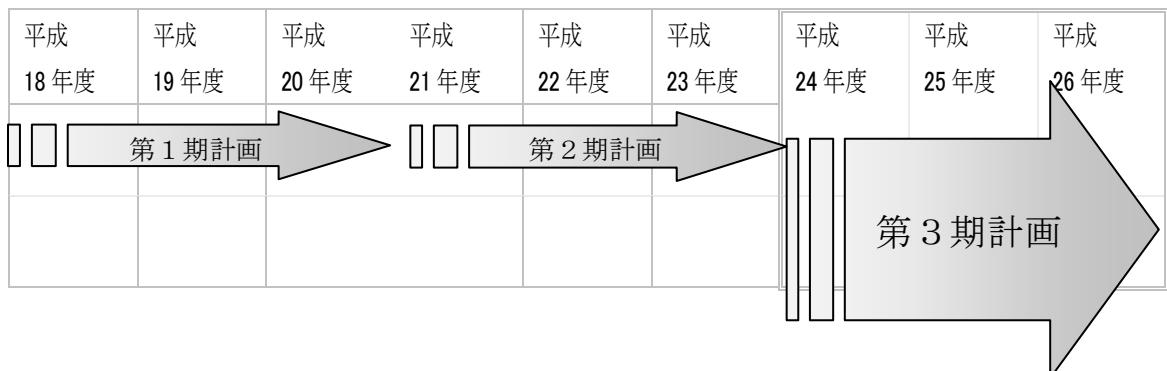
野々市市障害福祉計画は、国の基本指針に即した、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。

計画では、次の事項を定め、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的とします。

- ① 平成26年度までの各年度における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の種類ごとに必要な見込量及び見込量確保の方策を定めます。
- ② 障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、平成26年度を目標年度として、福祉施設の入所者の地域生活への移行及び福祉施設から一般就労への移行等についての数値目標を定めます。

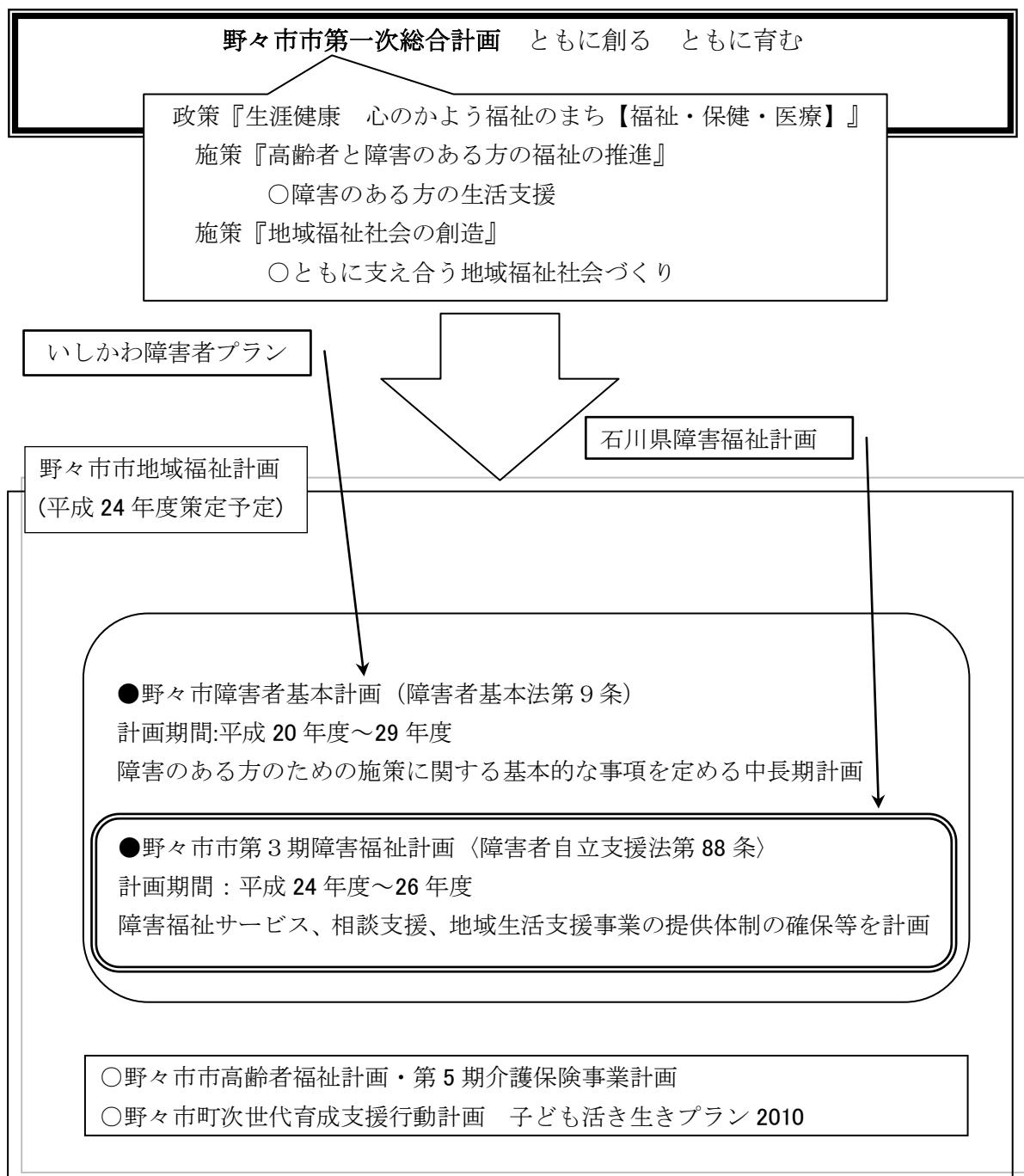
## 2. 計画の期間

平成24年度から26年度までを第3期計画期間とします。なお、障害者自立支援法の見直し等が行われ、それに伴い、策定された第3期障害福祉計画を変更することがあります。



### 3. 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法に基づくとともに、石川県の障害者計画である「いしかわ障害者プラン」及び「石川県障害福祉計画」並びに「野々市市第一次総合計画」、「野々町障害者基本計画」、「野々市市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」、「野々市町次世代育成支援行動計画」等の障害のある方の福祉に関する事項を定める計画と調和が保たれたものとします。



## 4. 国の「障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備並びに円滑な実施を確保するための基本指針」

### (1) 障害福祉計画の基本的理念

障害福祉計画の策定にあたっては、障害のある方の自立と社会参加を基本とする障害者基本法（昭和45年法律第84号）の理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して障害福祉計画を作成することが必要とされています。

#### ① 障害のある方等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある方等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害のある方等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

#### ② 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体について市町村を基本とする仕組みに統一とともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均一化を図る。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであります、引き続きその旨の理解を広める。

#### ③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある方等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

### (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、以下に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

#### ① 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

#### ② 希望する障害のある方等に日中活動系サービスを保障

希望する障害のある方等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。以下同じ。）を保障する。

### ③ グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としての共同生活援助及び共同生活介護の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等福祉施設への入所又は病院への入院をいう。)から地域生活への移行を進める。

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害のある方の福祉施設から一般就労の移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。

## (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害のある方等、とりわけ重度の障害のある方等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談体制の構築が不可欠です。改正障害者自立支援法による法の改正によりサービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大があったことや地域相談支援が創設されたことも踏まえ、相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村において設置することが望ましい。

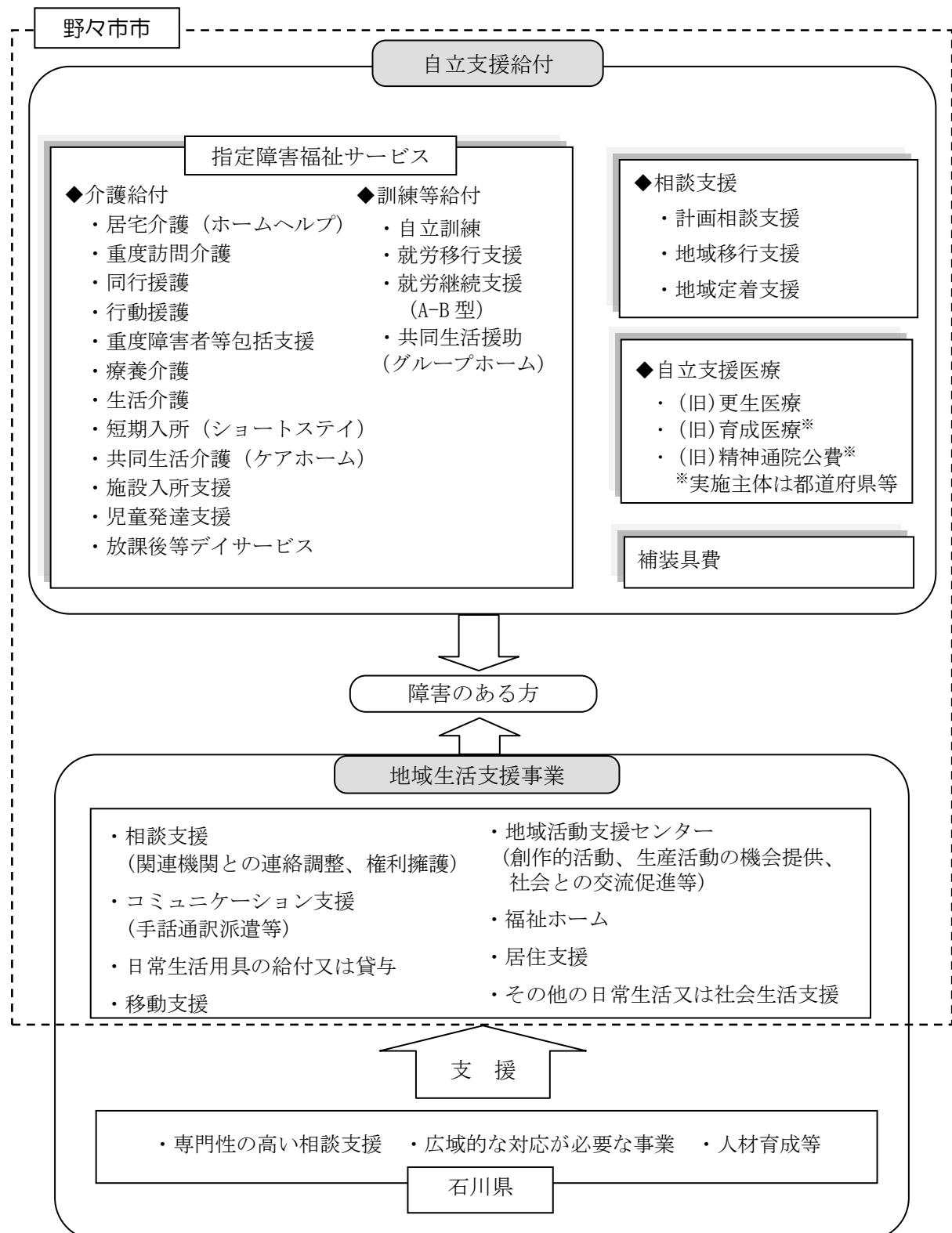
また、障害のある方等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害のある方等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)を設けるとともに、その位置付けを明確に示すことが必要です。

その際、自立支援協議会は、関係機関が相互に連絡し合うことにより、地域における障害のある方等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場であることに留意する必要があります。例えば、障害のある子の支援においては、障害のある子のライフステージに応じた適切な相談支援が行えるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要があります。

## 5. 改正障害者自立支援法について

### (1) 改正障害者自立支援法における施設体系・事業体系

「改正障害者自立支援法」においては、総合的な自立支援システムの構築を目指し、下図のような施設体系・事業体系に基づき、施策を展開することとしています。



## (2) 改正障害者自立支援法の概略

国では、平成 22 年 12 月に「障害者総合福祉法（仮称）」制定までのつなぎ法として、改正障害者自立支援法が成立しました。主な内容は次のとおりです。この計画は、これらの改正の内容を踏まえて策定しました。

**改正障害者自立支援法の概要** (厚生労働省ホームページより)

**① 利用者負担の見直し** (平成 24 年 4 月 1 日施行)

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

**② 障害のある方の範囲** (平成 22 年 12 月 10 日施行)

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを法律上明示（あわせて、高次脳機能障害が対象になることについて、通知等で明確にする）

**③ 相談支援の充実** (平成 24 年 4 月 1 日施行)

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

**④ 障害のある子の支援強化** (平成 24 年 4 月 1 日施行)

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18 歳以上の障害児施設入居者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることがないようにする）

**⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実** (平成 23 年 10 月 1 日施行)

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援する同行援護を創設し個別給付化

**(その他) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化、事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等**

## 第2章 野々市市の現状

### 1. 人口構造

#### (1) 人口、世帯数の推移

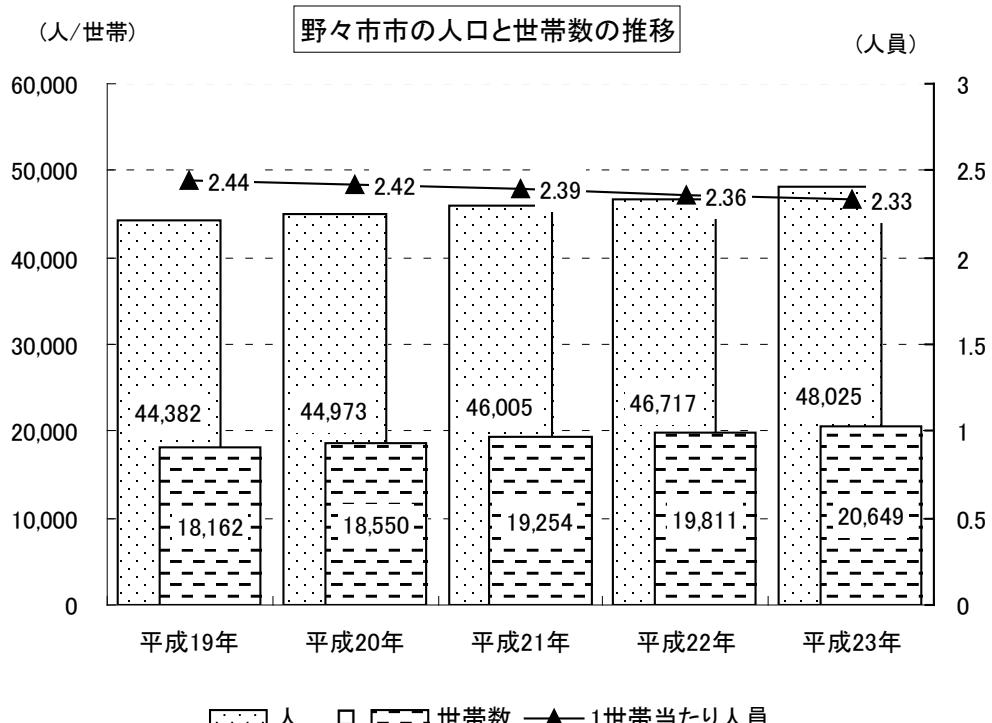
野々市市の平成19年から平成23年の人口の推移は、以下のとおりです。人口、世帯数ともに一貫して増加傾向を示しており、県下でも人口増加の著しいまちです。

一方、1世帯あたり人員は2.33人で、核家族化の進行により年々減少傾向にあります。

■ 野々市市の人口と世帯数の推移 (人、世帯)

	人口			世帯数	1世帯当たり人員
	総数	男	女		
平成19年	44,382	22,212	22,170	18,162	2.44
平成20年	44,973	22,531	22,442	18,550	2.42
平成21年	46,005	23,172	22,833	19,254	2.39
平成22年	46,717	23,583	23,134	19,811	2.36
平成23年	48,025	24,357	23,668	20,649	2.33

資料：住民基本台帳(各年12月末日現在)



## (2) 年齢階層別人口の推移

野々市市の年齢3区分別人口の推移をみると、15～64歳人口割合の微減と65歳以上人口割合の微増が進んでおり、高齢化が緩やかに進行していることがうかがえます。

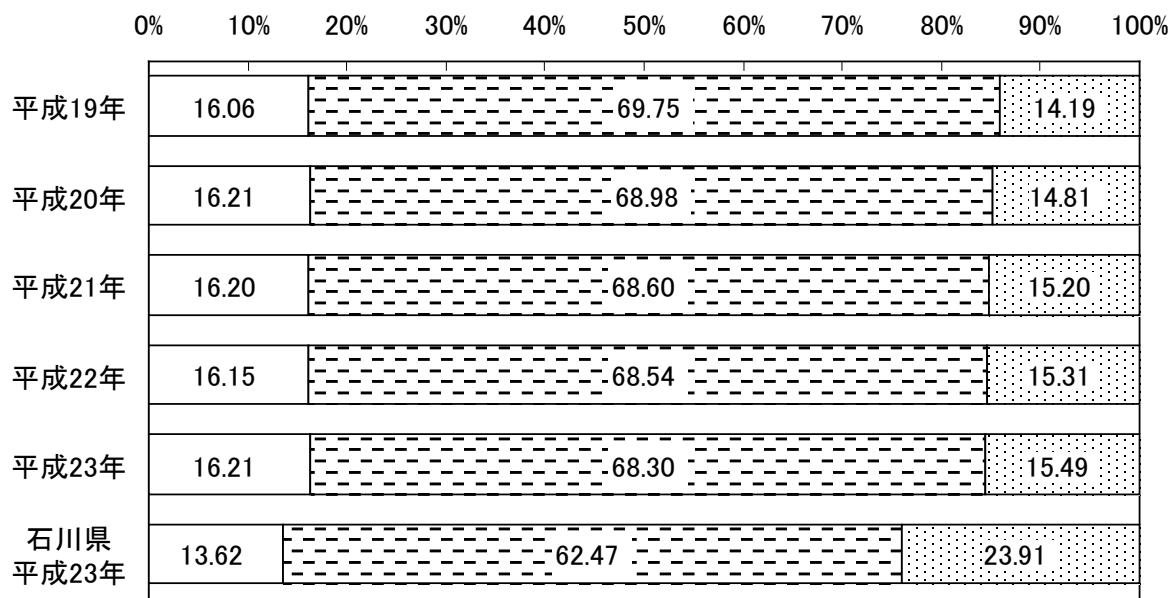
しかし、65歳以上人口割合は県平均値を大きく下回っており、0～14歳人口割合も県平均値を上回っているなど、県下でも平均年齢の若いまちです。

### ■ 年齢3区分別人口の推移 (人、%)

	幼少年齢人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老齢人口 (65歳以上)	合計
平成19年	7,128 (16.06)	30,955 (69.75)	6,299 (14.19)	44,382 (100.0)
平成20年	7,292 (16.21)	31,020 (68.98)	6,661 (14.81)	44,973 (100.0)
平成21年	7,454 (16.20)	31,559 (68.60)	6,992 (15.20)	46,005 (100.0)
平成22年	7,545 (16.15)	32,022 (68.54)	7,150 (15.31)	46,717 (100.0)
平成23年	7,786 (16.21)	32,801 (68.30)	7,438 (15.49)	48,025 (100.0)

資料:住民基本台帳(各年12月末日現在)

### 年齢3区分別人口割合の推移



## 2. 障害のある方の状況

### ① 身体障害のある方の人数

#### ○ 身体障害者手帳所持者数の推移

野々市市の平成 22 年度の身体障害者手帳所持者は 1,331 人で、そのうち新たに交付された人数は 116 人となっています。

年間交付者数はおおむね横ばいで推移していますが、手帳所持者数は微増傾向にあります。

また、障害の部位別では、「肢体不自由」が 780 人と最も多くなっています。

#### ■ 身体障害者手帳所持者数の推移

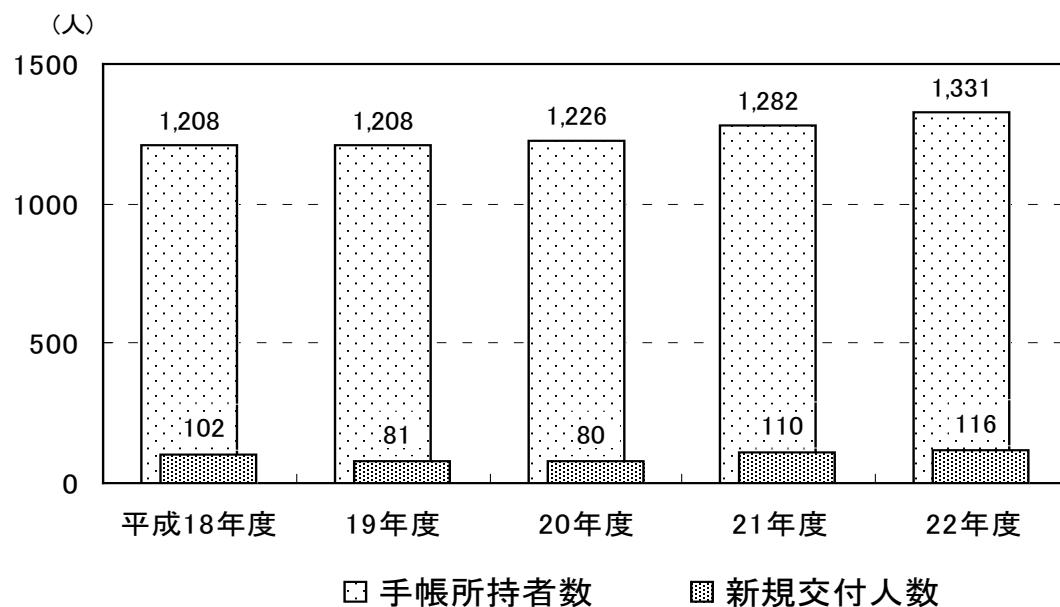
(人)

年 度	視覚障害	聴覚障害	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	総 数
平成 18 年度	74 (2)	93 (6)	16 (-)	683 (57)	342 (37)	1,208 (102)
平成 19 年度	69 (-)	93 (2)	16 (2)	687 (48)	343 (29)	1,208 (81)
平成 20 年度	65 (1)	95 (7)	19 (1)	705 (45)	342 (26)	1,226 (80)
平成 21 年度	62 (1)	93 (4)	21 (1)	758 (75)	348 (29)	1,282 (110)
平成 22 年度	63 (3)	89 (5)	20 (-)	780 (51)	379 (57)	1,331 (116)

※( ) 内はうち新規交付人数

資料：しあわせ支援課（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者数と交付人数



## ② 知的障害のある方の人数

### ○ 療育手帳所持者数の推移

野々市市の平成 22 年度の療育手帳所持者は 257 人で、その内訳は「判定 A」が 111 人、「判定 B」が 146 人となっています。

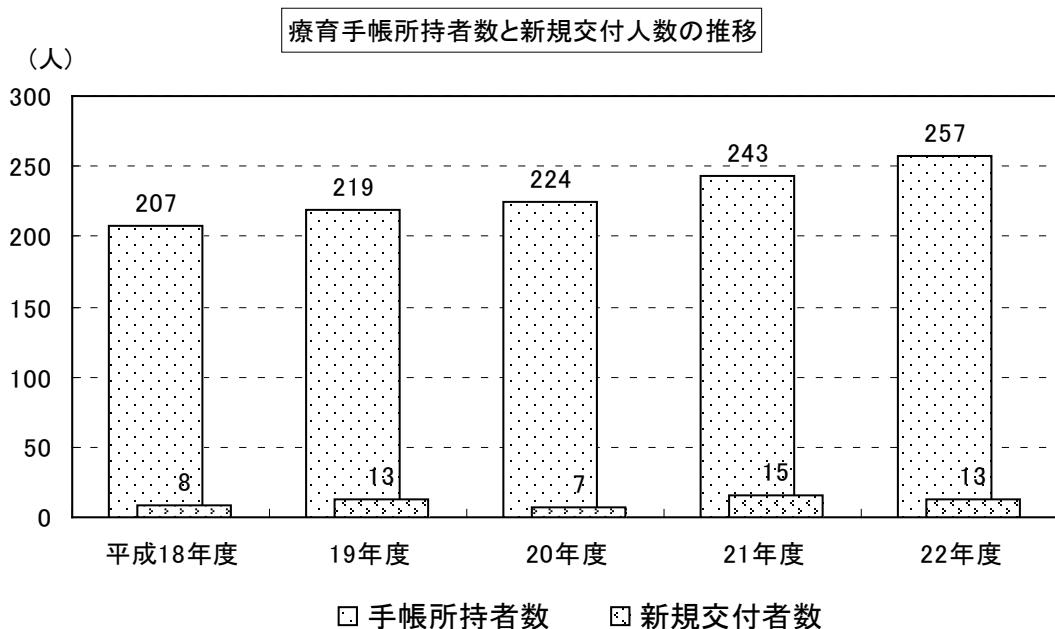
また、22 年度に新たに交付された人数は 13 人となっており、年間の交付者数はおおむね横ばいで推移していますが、手帳所持者数は微増傾向にあります。

### ■ 療育手帳所持者数の推移 (人)

年 度	判定A		判定B		総 数	
平成 18 年度	98	(3)	109	(5)	207	(8)
平成 19 年度	103	(2)	116	(11)	219	(13)
平成 20 年度	106	(-)	118	(7)	224	(7)
平成 21 年度	109	(2)	134	(13)	243	(15)
平成 22 年度	111	(2)	146	(11)	257	(13)

※( ) 内はうち新規交付人数

資料：しあわせ支援課（各年度末現在）



### ③ 精神障害のある方の人数

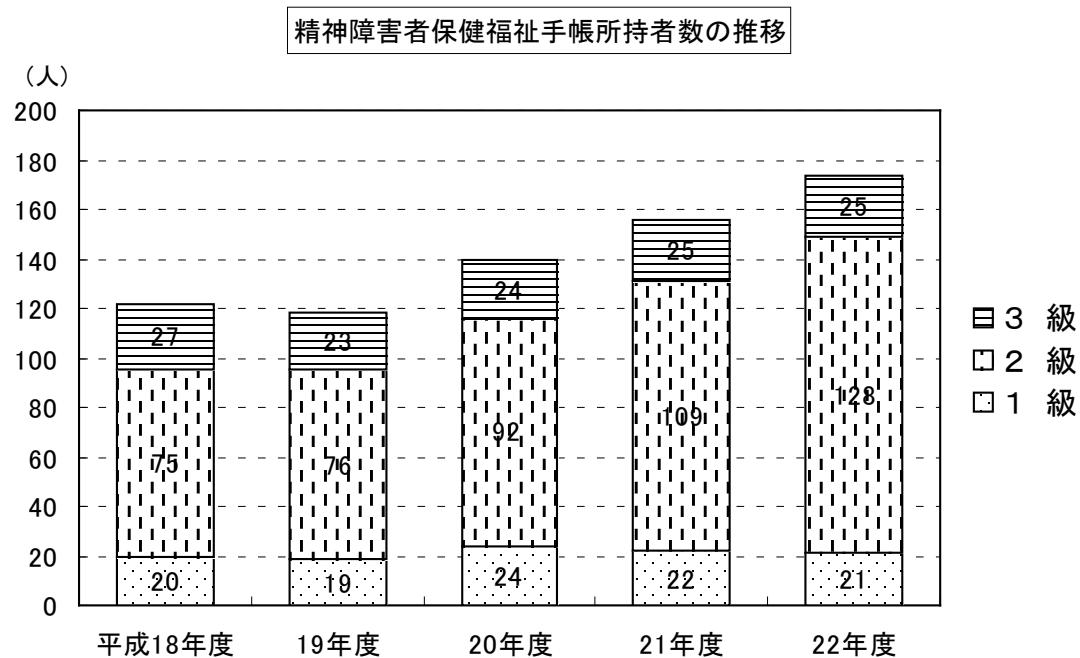
#### ○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

野々市市の平成 22 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者は 174 人で、年々増加傾向にあります。

#### ■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

年 度	1 級	2 級	3 級	総 数
平成 18 年度	20	75	27	122
平成 19 年度	19	76	23	118
平成 20 年度	24	92	24	140
平成 21 年度	22	109	25	156
平成 22 年度	21	128	25	174

資料: しあわせ支援課 (各年度末現在)



### 3. 野々市市の社会福祉施設

市内には、下表に示すように、福祉サービス事業所や施設等が立地しているほか、障害者職業能力開発校、特別支援学校なども立地しています。

#### ■ 野々市市の福祉施設等

平成 24 年 3 月 1 日現在

サービス種類	定員		事業所	備考
	通所	入所		
生活介護	7		コミュニティセンターたんぽぽ	
生活介護	5		野々市市社協通所介護事業所	
生活介護	6		フォルムのシティ	
生活介護	50		セルプはくさん	24. 4～
就労継続支援（B型）				
就労継続支援（B型）	15		鬱鬚張魯肉飯金沢工大前店	
就労継続支援（B型）	40		けやき野苑	24. 4～
就労継続支援（B型）	15		福祉工場（仮称）	24. 4～
就労継続支援（A型）	15		福祉工場（仮称）	24. 4～
ケアホーム		7	メゾン・ド・つばき	
グループホーム		20	すまいる	24. 4～
ケアホーム・グループホーム		30	福祉工場（仮称）	24. 4～
短期入所	-		知的障がい児・者サポートセンター第2茄子のはな	
放課後等デイサービス	10		知的障がい児・者サポートセンター第2茄子のはな	24. 4～
放課後等デイサービス	10		キッズルームキャロット	24. 4～
放課後等デイサービス	15		キッズルームラディッシュ	24. 4～
放課後等デイサービス	10		ほ～だ	24. 4～
児童発達支援			ほ～だ	24. 4～
児童発達支援	5		キッズルームラディッシュ	24. 4～
日中一時	10		知的障がい児・者サポートセンター第2茄子のはな	
日中一時	5		ヘルパーステーションフレンズ	
日中一時	2		けやき野苑	
日中一時	5		ほ～だ	
日中一時	5		フォルムのシティ	
就労支援・相談機関	80		石川障害者職業能力開発校	
特別支援学校			石川県明和特別支援学校	

※訪問系サービスを除く。

※平成 24 年 4 月以降、内容が変更されることがあります。

## 第3章 第2期計画の進捗状況

### 1. 自立支援給付の利用実績

#### (1) 訪問系サービス

##### ア. 居宅介護(ホームヘルプサービス)

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。21年度から22年度に大きく増加しましたが、23年度には微増に転じています。

##### イ. 重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方に、自宅で介護や外出時の移動支援等を総合的に提供します。本市においては、サービス利用実績はありません。

##### ウ. 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い重度障害のある方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。本市においては、サービス利用実績はありません。

##### エ. 行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を提供します。本サービスの利用者が減少したことより、利用量は微減となっています。

##### オ. 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難のある方等に、移動に必要な情報の支援(代筆・代読を含む)、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要な援助を提供します。平成23年10月1日より施行されました。

#### ■ サービス見込量と実績

(各年10月が基準月)

種類	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問系サービス	見込量	485	485	1,220
	実績	590	897	872
内訳	時間分	504.5	760.5	773
	実績	0	0	0
		0	0	0
		85.5	136.5	99
		*9	*4.5	16

時間分=月間のサービス提供時間 \*移動支援事業利用者のうち重度視覚障害者分の実績

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所の各サービスがあります。

### ア. 生活介護

常時介護を必要とする障害のある方で、主に昼間に障害者支援施設で入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。

利用対象者は、常時介護が必要な方で、障害程度区分3(施設入居者は障害程度区分4)以上、また50歳以上の障害のある方の場合、障害程度区分2(施設入居者は障害程度区分3)以上の人を想定されています。

サービス実績は年々増加していますが、見込量を下回っています。第1期計画では、旧体系施設の新体系移行を20年度からと見込んでいましたが、23年度末が移行目標となつたため、見込量との乖離が見られると思われます。

#### ■ サービス見込量と実績

(各年10月が基準月)

種類	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	見込量	116	116	1,034
	実績	460	505	868

人日分=月間の利用人員×一人一月あたり平均利用日数

### イ. 自立訓練

障害のある方に対して、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練等を提供するもので、機能訓練と生活訓練に分けられています。

このうち、機能訓練は、身体障害のある方のリハビリテーションや身体機能の維持・回復などを行うものです。生活訓練は、知的障害のある方と精神障害のある方の生活能力の維持・向上などを行うものです。両訓練とも利用人数は少なく、見込量を大きく下回っています。

#### ■ サービス見込量と実績

(各年10月が基準月)

種類	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立訓練(機能訓練)	見込量	22	22	66
	実績	0	0	19
自立訓練(生活訓練)	見込量	44	44	176
	実績	8	8	17

## ウ. 就労移行支援

就労を希望する障害のある方に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することにより、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行います。利用期限が定められています。見込量を前後する実績ですが、安定した利用量となっています。

### ■ サービス見込量と実績

(各年 10 月が基準月)

種類		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労移行支援	見込量	人日分	46	46	110
	実績		64	43	63

## 工. 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある方に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。利用期限は定められていません。

また、この事業には、A型とB型の二つのタイプがあり、内容は次のとおりです。

ひと月あたりの利用量をみると、新規開設事業所やA型に移行した事業所の利用により A型の実績は増加、B型も毎年増加しています。

A型	雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害のある方であって、就労移行支援事業で、一般企業の雇用に結びつかなかった方、盲・ろう・養護学校を卒業して雇用に結びつかなかった方、一般企業を離職した方や就労経験のある方等が対象となります。
B型	就労の機会を通じて、生産活動に関する知識や能力の向上が期待される方で、就労移行支援事業により、一般企業の雇用に結びつかなかった方、一般企業等での就労経験のある方で、年齢や体力の面から雇用されることが困難な方、一定の年齢に達している方が対象となります。

### ■ サービス見込量と実績

(各年 10 月が基準月)

種類		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労継続支援(A型)	見込量	人日分	0	0	44
	実績		22	20	61
就労継続支援(B型)	見込量		207	207	968
	実績		367	494	636

#### 才. 療養介護

医療及び常時介護を必要とする障害のある方に対して、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理の下の介護、日常生活上の世話等を提供します。利用期限は定められていません。

利用対象者は、医療及び常時介護を必要とする障害のある方のうち、長期の入院による医学的ケアを要する方で、A L S 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分 6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害のある方で障害程度区分 5 以上の方を想定しています。

本サービスについては、一定した実績となっています。

##### ■ サービス見込量と実績

(各年 10 月が基準月)

種類		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
療養介護	見込量	人分	2	2	2
	実績		2	2	2

#### 力. 児童デイサービス

障害のある児童に対して、肢体不自由施設等に通って、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供します。

本サービスについては、市内に特別支援学校があることや複数の事業所が市内にあることから身近なサービスとして、見込量を大きく上回る増加となっています。

##### ■ サービス見込量と実績

(各年 10 月が基準月)

種類		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	見込量	人日分	125	125	141
	実績		234	307	338

#### キ. 短期入所

居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障害のある方を障害者支援施設等へ短期間入居させ、入浴・排せつ・食事の介護等を提供するものです。

本サービスについては、見込量を上回る増加となっています。

##### ■ サービス見込量と実績

(各年 10 月が基準月)

種類		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
短期入所	見込量	人日分	36	36	69
	実績		47	65	80

### (3) 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助、共同生活介護、施設入居支援があります。

#### ア. 共同生活援助(グループホーム)

地域において共同生活を営むのに支障のない障害のある方に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。利用期限は定められていません。

利用対象者は、就労又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害のある方、精神障害のある方であって、地域において自立した日常生活を営むうえで相談等の日常生活上の援助を必要とする人が想定されています。

##### イ. 共同生活介護(ケアホーム)

障害のある方に対して、主に夜間に共同生活を営む住居において、入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。利用期限は定められていません。

利用対象者は 生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害のある方又は精神障害のある方であって、地域において自立した日常生活を営むうえで、食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を必要とする方が想定されており、障害程度区分では、区分2以上の方が考えられます。

本サービスの利用人数をみると、僅かずつですが増加しています。

#### ■ サービス見込量と実績

(各年10月が基準月)

種類		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活援助	見込量	人分	13	13	24
	実績		16	14	18

##### ウ. 施設入所支援

施設に入所している障害のある方に対して、主に夜間に入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。

サービスの利用状況は23年度に入って急増しています。これは、旧体系施設の新体系への移行経過措置が終了するのが、平成23年度末までとなっていることに因るものです。

#### ■ サービス見込量と実績

(各年10月が基準月)

種類		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	見込量	人分	2	2	53
	実績		8	8	28

#### (4) 指定相談支援(サービス利用計画作成)

指定相談支援は、利用者及び家族の希望や置かれている状況等を踏まえ、福祉サービス等の利用に関する計画（サービス利用計画）を作成するとともに、各サービスの実施状況を把握し、障害福祉サービス事業者等と連絡調整等を行う事業です。

本サービスは、平成24年4月の障害者自立支援法改正により対象者の拡大が図られました。利用実績はありませんが、本市では福祉サービス利用に関する個別の状況に応じた相談支援を実施しています。

##### ■ サービス見込量と実績

(各年10月が基準月)

種類		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス利用計画作成	見込量	人分	0	0	7
	実績		0	0	0

## ◆ 障害福祉計画サービス実績集計表

(各年 10 月が基準月)

区分	単位		平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問系サービス	利用者数	人時間分	27 590	33 897	36 872
	利用量				
	利用者数				
	利用量				
日中活動系サービス	利用者数	人日分	25	28	45
	利用量		460	505	868
	利用者数	人日分	0	0	4
	利用量		0	0	19
	利用者数	人日分	2	1	3
	利用量		8	8	17
	利用者数	人日分	3	2	3
	利用量		64	43	63
	利用者数	人日分	1	1	3
	利用量		22	20	61
居住系サービス	利用者数	人日分	23	29	36
	利用量		367	494	636
	利用者数	人分	2	2	2
	利用量				
	利用者数	人日分	23	33	45
	利用量		234	307	338
	利用者数	人日分	8	11	13
	利用量		47	65	80
サービス利用計画の作成		利用者数	人分	0	0

時間分=月間のサービス提供時間

人日分=月間の利用人員×一人一月あたり平均利用日数

人分=月間の利用人員

で算出されるサービス量

## 2. 地域生活支援事業の利用実績

### (1) 地域生活支援事業の内容

事業名	内容の説明
相談支援事業	福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、自立支援協議会の運営、成年後見制度利用支援等があります。
コミュニケーション支援事業	聴覚に障害のある方の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を支援するため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。
日常生活用具給付事業	特殊寝台等、障害のある方が日常生活を営むために必要な用具を給付します。介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)の6種類の用具があります。
移動支援事業	円滑に外出できるよう移動を支援します。個別支援型、グループ支援型があります。利用対象者は、屋外での移動に支援が必要な*1) 視覚障害のある方、2) 体幹もしくは両上下肢の障害で1級に相当する障害のある方、3) 知的障害のある方、4) 一人での外出が困難な精神障害のある方です。*1) 平成23年10月からグループ支援型を除き、同行援護に移行しました。
地域活動支援センター機能強化事業	本事業は、基礎的事業と地域活動支援センターの機能強化を図るための事業に分けられます。 基礎的事業は、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します。一方、地域活動支援センターの機能強化を図るため、地域活動支援センターにI型、II型、III型の類型を設け、それぞれの事業を実施します。各類型の事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ I型…相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業</li> <li>○ II型…機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業</li> <li>○ III型…運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援の充実等</li> </ul>
訪問入浴サービス事業	自宅での入浴が困難な障害のある方を対象に、居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔保持等を図ります。
日中一時支援事業	家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のために、障害のある方に日中の活動の場を提供します。
任意事業	介護給付支給決定者以外の方に、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行います。

生活訓練事業	中途失明又は失聴した方や介護者が障害、疾病、高齢、就労等により介護できなくなった視覚障害の方又は聴覚障害の方に対し、日常生活上必要な訓練や指導等を行います。
自動車運転免許取得費助成事業	重度身体障害の方の社会参加促進のために、自動車運転免許の取得に要する経費を助成します。
自動車改造費助成事業	重度身体障害の方の社会参加促進のために、就労等に必要な自動車の取得費又は改造費を一部助成します。
障害者社会参加促進事業	障害のある方のニーズに応じた事業を実施することにより、自立と社会参加の促進を図ります。 手話奉仕員養成事業／声の広報発行事業／障害者スポーツ交流大会

## (2) 地域生活支援事業の利用実績

(年間)

事業名	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度 (見込み)

障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3
	延利用者数	242	297	300
自立支援協議会	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業 ※申請無し	実施の有無	無	無	無
コミュニケーション支援事業	実利用者数	16	11	14
	延利用件数	63	36	55
日常生活用具給付事業		605	605	600
	給付件数	3	4	4
	給付件数	3	8	8
	給付件数	3	3	0
	給付件数	5	8	4
	給付件数	586	580	582
	給付件数	2	2	2
移動支援事業	実利用者数	42	46	43
	延利用時間数	3,456	3,313.5	3,500
地域活動支援センター ※強化事業は1箇所	実施箇所数	6	10	10
日中一時支援事業	延利用回数	915	961	1,122
	実利用者数	29	33	39
重度身体障害者訪問入浴サービス事業	延利用回数	98	88	100
	実利用者数	1	1	1
更生訓練費給付事業 ※H21年度事業終了	実利用者数	9	－	－
生活サポート事業 ※申請無し	延利用回数	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
生活訓練事業(集団、個別)	実利用者数	15(14+1)	15(14+1)	13(13+0)
自動車運転免許取得費助成事業	実利用者数	2	0	1
自動車改造費助成事業 ※申請無し	実利用者数	3	0	3
手話奉仕員養成事業	修了者数	14(入門)	8(基礎)	21(入門)
障害者スポーツ交流大会	参加者数	102	134	154

### 3. 第2期計画のまとめと今後の課題

第2期計画の実績等を踏まえ、今後の課題を整理すると以下に示すようになります。

#### 【障害者自立支援法の趣旨】

- ・障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す
- ・障害のある方の自立を支える

#### 【上位・関連計画からのキーワード】

- ・自立への支援と社会参加の促進
- ・障害の重度化、重複化、高齢化への対応
- ・ライフステージに対応した施策の総合的展開
- ・福祉サービスの推進
- ・バリアフリー化の定着
- ・地域の中で積極的に活動できる環境づくり
- ・障害のある子の保育・教育の充実
- ・疾病等の早期発見・早期治療 等

#### 【野々市市の現状】

##### ○人口等

- ・人口、世帯数ともに一貫して増加傾向を示している。
- ・少子高齢化が緩やかに進行している。高齢化率は県平均を大きく下回り、平均年齢が若い。

##### ○障害のある方の現状

- ・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者は微増傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にある。

##### ○障害のある方に関わる福祉施設の立地状況

- ・市内には、各種福祉サービス施設のほか、特別支援学校、職業訓練校が立地している。

#### 【第2期計画の基本目標に照らした進捗状況と課題】

##### ①障害福祉サービスの量的・質的確保とサービス提供体制の整備

自立支援給付及び地域生活支援事業のサービス提供体制の充実に取り組み、事業（量的確保）は漸次増加しています。質的確保の体制整備の充実が今後の検討課題です。

##### ②施設入所・入院から地域生活への移行推進

施設入所者の居住サービス（グループホーム、ケアホーム等）への移行促進と施設入所者数の削減に取り組み、目標値に向かって減少してきています。

##### ③福祉施設から一般就労への移行等の推進

「就労移行支援事業」と「就労継続支援事業」の実施に取り組みました。いずれの事業もサービス利用が安定的或いは増加傾向にあります。

##### ④相談支援体制の構築

「相談支援事業」と「地域活動支援センター事業」の実施に取り組みました。関係機関によるネットワークづくりが今後の課題です。

##### ⑤地域での見守り・支え合いのしくみづくり

「手話奉仕員養成事業」の実施に取り組みました。

##### ⑥互いに認め合い、共に生きる環境づくり

「障害者スポーツ交流大会」「生活訓練事業」の実施に取り組みました。

今後とも国の動向を注視しながら、計画の目標達成に向けた取り組みを進め、すべての障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

野々市市第3期障害福祉計画  
基本目標へ

## 第4章 野々市市第3期障害福祉計画の基本的視点

### 1. 基本理念

すべての障害のある方が  
住み慣れた地域で安心して暮らせる 社会の実現

本計画の基本理念及び基本目標は、「野々市市障害者基本計画」の基本理念及び基本目標を共有するものとし、障害福祉サービスの提供基盤の整備充実や地域での暮らしを支える各種事業により、障害のある方ができるだけ自立した生活をおくことができるよう支援し、野々市に暮らす「すべての障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指します。

### 2. 基本目標

基本理念の下に、以下の基本目標を設定し、それらを数値化し、目標の実現に向けて施策を推進します。

#### ① 障害福祉サービスの量的・質的確保とサービス提供体制の整備

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある方が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、住み慣れた地域で自立しながら安心して生活をおくことができるよう、各種の障害福祉サービスを量的、質的に確保するためサービス提供体制を充実します。

#### ② 施設入所・入院から地域生活への移行推進

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等(福祉施設への入所又は病院への入院をいう。)から地域生活への移行を進めます。

#### ③ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

授産施設、作業所等の福祉施設での就労から、一般就労を推進するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業のサービス提供体制を整え、障害のある方が可能な限り雇用の場に就くことができるように、関係機関等と共に取り組みます。

④ 総合的な相談支援体制の構築

障害のある方の自立した日常生活や社会生活を支えるため、サービス利用に関するアドバイスや日常生活に関する相談、助言等を行う総合的な相談支援体制の構築を推進します。

また、適切な相談支援が円滑に行われるよう、障害福祉サービス事業者、就労、教育、福祉等の関係機関によるネットワークを形成します。

⑤ 地域での見守り・支えあいのしくみづくり

障害のある方が地域の中で、安全に安心して暮らせるために、行政による障害福祉サービスの提供に加えて、N P Oや地域住民の参加と協力による地域の見守り、支えあい活動のしくみをつくります。

⑥ 互いに認め合い、共に生きる環境づくり

障害のある方も自らが社会参加できる環境づくりを進めます。また、障害という壁を無くし、相互に人格と個性を尊重できる人と社会を形成するため、障害の有無に関わらず、誰もが自然に声を掛け合うまちを障害のある方と共に築きます。

## 第5章 目標値の設定と今後の方策

### 1. サービス提供体制の整備と総合的な相談支援体制の構築

#### ○ 自立支援協議会の設置

地域における自立した生活が促進できるよう、相談事業をはじめとする地域の障害福祉や障害のある方等に対する虐待の防止等に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす協議の場としての自立支援協議会を平成24年度中に設置します。

#### ○ 基幹的な相談支援センターの検討

地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる基幹的な相談支援センター設置を検討します。

### 2. 地域生活への移行者数の目標値の設定

本市では、第3期計画において設定した数値目標の達成に向けて引き続き取り組みます。

#### (1) 施設入所・入院から地域生活への移行

目標値については、国的基本指針で、平成17年10月1日時点において、福祉施設に入所している障害のある方（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、施設入所者数の三割以上が地域生活へ移行し、これにあわせて平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から一割以上削減することが基本とされています。

#### ■ 施設入所者の地域生活への移行・目標値

項目		数値	備考
現状値	第1期計画策定時の施設入所者数	55人	・平成17年10月1日現在の全施設入所者数
	現在の施設入所者数	49人	・平成23年10月1日現在の全施設入所者数
実績値	地域生活移行者数	8人	・平成23年10月1日現在の地域移行者数
	施設入所者削減数	6人	・平成17年10月1日の全施設入所者数55人から10.9%削減
目標値	地域生活移行者数	17人 (30.9%)	・第1期計画時点(平成17年10月1日)の全入所者のうち、施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する人数（割合は、地域生活移行者数を全入所者で除した値）
	削減見込	7人 (12.7%)	・平成26年度末段階での削減見込数 (割合については、削減見込数を第1期計画時点の全入所者で除した値)

※施設入所者数とは、入所期間の長短を問わず、施設に入所している人数です。

※地域生活移行の対象者は、全ての施設入所者の中で長期的な入所が常態化している方のうち地域生活へ移行する人です。

〔目標値達成の方策〕

- ・県や福祉圏域の自治体、障害福祉サービス事業者と協力しながら、必要な相談支援、居住サービス（グループホーム、ケアホーム等）を充実させ地域への移行を進めます。
- ・広報活動により、障害についての理解を促し、地域の人達の差別意識や中傷の解消に努め、障害のない方と共に安心して暮らせる環境の改善に努めます。
- ・福祉施設等と連携をとりながら、施設が持つ機能を地域で生活する障害のある方やその家族、更に広く住民に開放し、日中活動系サービスの実施や交流イベントの開催等によって、地域と一体となった施設となるよう機能を充実します。

## (2) 福祉施設から一般就労への移行

本市では、平成 26 年度現在で、福祉施設から一般就労する方が現在の 4 倍の 4 人になることを目指します。

### ■ 福祉施設から一般就労への移行・目標値

項目	数値	備考
第 1 期計画策定時の年間一般就労移行者数	1 人	・平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の人数
現在の年間一般就労移行者数	0 人	・平成 23 年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の人数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	4 人 (4 倍)	・平成 26 年度において施設を退所し、一般就労する方の人数

※一般就労した方とは、一般に企業等に就職した方（就労継続支援（A型）及び福祉工場の利用者となった方を除く）、在宅就労した方及び自ら起業した方をいいます。

### 〔目標値達成のための方策〕

- ・就労移行支援事業の利用促進を進めながら障害者職業センター、就労・生活支援センター、ハローワーク等関係機関との連携を図り、就労を促進します。
- ・市広報等において、石川障害者職業能力開発校等を紹介するとともに、関係機関との連携により、障害のある方の特性に配慮した職業リハビリテーションの充実を図ります。
- ・障害のある方の就労後の職場適応と就労を継続する支援を行うため、トライアル雇用やジョブコーチ制度の導入を働きかけます。
- ・福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障害のある方に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害のある方全体についての取組を併せて進めます。

### 3. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量と方策

#### (1) 訪問系サービス

障害のある方等の地域生活を支える基本事業である訪問系サービスについては、市内に8か所の事業所を確保し、利用者及び利用量とも居宅介護が増加しています。見込量については平均的な一人当たりの利用量等を勘案して設定するとともに、適切なサービス提供に努めます。

■ サービス見込量 (各年10月が基準月)

種類	単位	実績値			見込量		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系サービス全体	人	32	36	38	41	44	47
	時間分	611.5	909.5	888	931	999	1,067
内訳	居宅介護	人	23	27	31	-	-
		時間分	504.5	760.5	773	-	-
	重度訪問介護	人	0	0	0	-	-
		時間分	0	0	0	-	-
	同行援護	人	5*	3*	2	-	-
		時間分	21.5*	12.5*	16	-	-
	重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	-	-
		時間分	0	0	0	-	-
	行動援護	人	4	6	5	-	-
		時間分	85.5	136.5	99	-	-

\*移動支援事業利用者のうち重度視覚障害者分の実績

#### [今後のサービス見込量確保の方策]

- ・障害福祉サービス事業者において、スムーズな対応ができるよう、ヘルパーの人材確保や質の向上を図れるよう各研修会の情報提供や参加の促進を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

サービス見込量の算定にあたっては、現在の利用者数、特別支援学校卒業者数の今後の見通し、障害者等のニーズ等を勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する方の見込数、地域活動支援センターの利用者見込数を控除した数と、精神入院患者の退院促進を踏まえて、見込量を算定します

### ア. 生活介護

本サービスの利用量は倍増している状況ですが、平成23年度末より旧法施設より移行する分を見込み、サービスの確保に努めます。

#### ■ サービス見込量

(各年10月が基準月)

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数(人)	25	28	45	85	86	87
サービス量(人日分)	460	505	868	1,640	1,658	1,678

### イ. 自立訓練

機能訓練と生活訓練のいずれにおいても、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連携を密にして、利用者一人ひとりの障害の状況に応じた適切なリハビリテーションと必要なサービス量の提供に努めます。

#### ■ 機能訓練サービス見込量

(各年10月が基準月)

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数(人)	0	0	4	4	4	4
サービス量(人日分)	0	0	19	19	19	19

#### ■ 生活訓練サービス見込量

(各年10月が基準月)

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数(人)	2	1	3	3	3	3
サービス量(人日分)	8	8	17	17	17	17

#### ウ. 就労移行支援

本サービスについては、少なくとも平成 26 年度末の就労継続支援事業の利用者数の二割以上が利用できるよう、適切なサービス提供に努めます。

##### ■ サービス見込量

(各年 10 月が基準月)

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人)	3	2	3	5	7	10
サービス量(人日分)	64	43	63	105	147	210

#### エ. 就労継続支援

本サービスについては、平成 23 年度末に旧法施設より移行する分を見込み、サービスの確保に努めます。また、平成 26 年度末において就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の三割以上の方が A 型事業を利用できるように努めます。

##### ■ 就労継続支援 (A 型) サービス見込量

(各年 10 月が基準月)

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人)	1	1	3	5	6	7
サービス量(人日分)	22	20	61	102	122	142

##### ■ 就労継続支援 (B 型) サービス見込量

(各年 10 月が基準月)

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人)	23	29	36	57	58	59
サービス量(人日分)	367	494	636	1,007	1,025	1,042

#### オ. 療養介護

本サービスについては、利用者数は安定していると見込んでいますが、引き続き利用対象者の把握に努めて、適切な支援を行っていきます。

##### ■ サービス見込量

(各年 10 月が基準月)

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人分)	2	2	2	2	2	2

## 力. 短期入所

本サービスについては、利用者及びサービス量ともに増加しています。見込量については、現に利用している方の数や一人当たりの利用量等を勘案して見込んでいます。

今後とも障害福祉サービス事業者等の協力を得て、サービス供給体制の確保に努めます。

### ■ サービス見込量

(各年 10 月が基準月)

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人分)	8	11	13	17	22	28
サービス量(人日分)	47	65	80	105	137	179

### (3) 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援があります。

#### ア. 共同生活援助（グループホーム）

本サービスの利用人数は横ばいの状況ですが、平成 23 年度末に旧法施設入所より移行する分を見込み、サービス事業者と連携し、適切なサービス提供に努めます。

#### ■ サービス見込量

(各年 10 月が基準月)

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人分)	8	6	6	7	8	10

#### イ. 共同生活介護（ケアホーム）

本サービスの利用人数は今後も増加するものと思われます。加えて、平成 23 年度末に旧法施設入所より移行する分を見込み、適切なサービス提供に努めます。

#### ■ サービス見込量

(各年 10 月が基準月)

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人分)	5	8	12	12	14	15

#### ウ. 施設入所支援

本サービスについては、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の一割以上削減することを基本にしつつ、平成 23 年度末に旧法施設入所より移行する分等を見込み、適切なサービス提供に努めます。

#### ■ サービス見込量

(各年 10 月が基準月)

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人分)	8	8	14	49	49	49

#### [今後のサービス見込量確保のための方策]

- ・福祉施設等と連携をとりながら、在宅での生活が困難な方が、居住系サービスを利用し安心して生活ができるよう努めます。

#### (4) 相談支援

相談支援については、平成 24 年 4 月の障害者自立支援法改正により対象者の拡大が図られたことにより、利用量の大幅な増加が予想されます。そのため、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、必要な体制を確保します。

##### ア. 計画相談支援

原則として三年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援を利用する方を対象に支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画を作成するとともに、モニタリングを行います。

##### ■ サービス見込量

(各月利用者数の平均)

区分(単位)	見込量		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人分)	3	10	20

##### イ. 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方又は入院している精神障害のある方を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、新生活の準備等の支援を行います。

##### ■ サービス見込量

(各月利用者数の平均)

区分(単位)	見込量		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人分)	1	1	1

##### ウ. 地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した方等を対象に、常時の連絡体制を確保して緊急時に相談や訪問等の支援を行います。

##### ■ サービス見込量

(各月利用者数の平均)

区分(単位)	見込量		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数(人分)	1	1	1

◆ 障害福祉計画サービス見込量集計表

(各年 10 月が基準月)

区分		単位		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系サービス	居宅介護	利用者数 利用量	人分 時間分	27 590	33 897	36 872	41 931	44 999	47 1,067
	重度訪問介護								
	重度障害者等包括支援								
	行動援護								
日中活動系サービス	生活介護	利用者数 利用量	人分 人日分	25 460	28 505	45 868	85 1,640	86 1,658	87 1,678
	自立訓練(機能訓練)			0 0	0 0	4 19	4 19	4 19	4 19
	自立訓練(生活訓練)	利用者数 利用量	人分 人日分	2 8	1 8	3 17	3 17	3 17	3 17
	就労移行支援			3 64	2 43	3 63	5 105	7 147	10 210
	就労継続支援(A型)	利用者数 利用量	人分 人日分	1 22	1 20	3 61	5 102	6 122	7 142
	就労継続支援(B型)			23 367	29 494	36 636	57 1,007	58 1,025	59 1,042
	療養介護	利用者数	人分	2	2	2	2	2	2
	短期入所	利用者数 利用量	人分 人日分	8 47	11 65	13 80	17 105	22 137	28 179
居住系サービス	共同生活援助			8	6	6	7	8	10
	共同生活介護	利用者数	人分	8	8	12	12	14	15
	施設入居支援	利用者数	人分	8	8	28	49	49	49
相談支援	計画相談支援	利用者数	人分	0	0	0	3	10	20
	地域移行支援	利用者数	人分	-	-	-	1	1	1
	地域定着支援	利用者数	人分	-	-	-	1	1	1

時間分=月間のサービス提供時間

人日分=月間の利用人員×一人一月あたり平均利用日数

人分=月間の利用人員

} で算出されるサービス量

## 4. 地域生活支援事業の見込量と方策

### (1) 地域生活支援事業の見込量集計表

(年間)

事業名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		実績値			見込量		
<b>(1)相談支援事業</b>							
ア 障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3	4	5	5
	延利用者数	242	297	300	400	500	600
イ 自立支援協議会	実施の有無	無	無	無	有	有	有
<b>(2)成年後見制度利用支援事業</b>	実施の有無	無	無	無	有	有	有
<b>(3)コミュニケーション支援事業</b>	実利用者数	16	11	14	15	15	15
	延利用件数	63	36	55	70	70	70
<b>(4)日常生活用具給付等事業</b>		605	605	600	600	600	600
① 介護・訓練支援用具	給付件数	3	4	4	4	4	4
② 自立生活支援用具	給付件数	3	8	8	8	8	8
③ 在宅療養等支援用具	給付件数	3	3	0	2	2	2
④ 情報・意思疎通支援用具	給付件数	5	8	4	4	4	4
⑤ 排泄管理支援用具	給付件数	586	580	582	580	580	580
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	2	2	2	2	2	2
<b>(5)移動支援事業</b>	実利用者数	42	46	43	44	44	44
	延時間数	3,456	3,313.5	3,500	3,582	3,582	3,582
<b>(6)地域活動支援センター</b>	実施箇所数	6	10	10	10	10	10
	延利用者数	468	551	570	590	611	632
<b>(7)上記の他実施する事業</b>							
<b>日中一時支援事業</b>	延利用回数	915	961	1,122	1,138	1,155	1,172
	実利用者数	29	33	39	40	41	42
<b>重度身体障害者訪問入浴サービス事業</b>	延利用回数	98	88	100	100	100	100
	実利用者数	1	1	1	1	1	1
<b>生活サポート事業</b>	延利用回数	0	0	0	1	1	1
	実利用者数	0	0	0	1	1	1

<b>生活訓練事業(集団、個別)</b>	実利用者数	15 (14、1)	15 (14、1)	13 (13、0)	15 (14、1)	15 (14、1)	15 (14、1)
<b>自動車運転免許取得費助成事業</b>	実利用者数	2	0	1	1	1	1
<b>自動車改造費助成事業</b>	実利用者数	3	0	3	2	2	2
<b>社会参加促進事業</b>							
① 手話奉仕員養成事業	修了者数 (入門)	14	8 (基礎)	21 (入門)	20 (基礎)	20 (入門)	20 (基礎)
② スポーツ交流大会	延参加者数	102	134	154	160	165	170

## (2) 各事業の見込量確保の方策

- 地域生活支援事業全般についての理解を広めて利用を促進するために、パンフレット（「障害のある方の福祉制度のご案内」）を作成し新規障害手帳取得者に配布します。また、生活訓練事業、市ホームページ、広報紙やケーブルテレビ、FMラジオ等で地域生活支援事業の各事業の内容を紹介し、利用しやすい環境を整備していきます。市ホームページにおいては申請書ダウンロードサービスの利用についても併せて利用の促進を図ります。
- 相談支援事業については、相談支援事業者等と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介など、相談支援の充実を図ります。  
また、自立支援協議会を設置し、障害福祉サービス事業者、保健・医療・労働関係者、行政等の各相談機関の連携による相談支援体制の強化を図ります。  
成年後見制度利用支援事業については、判断能力が不十分な知的障害、精神障害のある方等の権利を守ることができるように理解を広めます。
- コミュニケーション支援事業については、支援を担う手話通訳者や要約筆記者の人材確保が重要であり、必要な人材育成を支援します。また、市主催行事に手話通訳やパソコン要約筆記を配置する機会を増やします。
- 地域活動支援センター事業については、市ホームページ等を通じて各施設の紹介や製品のPRを行い、地域活動支援センター等の製品の販路拡大、仕事の開拓等を支援します。  
また、地域活動支援センターの文化的な活動への参加を促進し、障害のある方の文化活動を拡充していきます。
- 社会参加促進事業については、障害属性に配慮したスポーツ・レクリエーション活動への支援を図ります。また、障害属性にあった指導ができるスポーツ指導者の育成を支援していきます。

## 資料1 計画の上位・関連計画

### ① 野々市市第一次総合計画

計画期間	平成24年度（2012年度）～平成33年度（2021年度）
まちづくりの理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土を愛し、緑ゆたかな住みよいまちをつくりましょう。</li> <li>・伝統を重んじ、教育文化の香り高いまちをつくりましょう。</li> <li>・健康を増進し、活気みなぎる明るいまちをつくりましょう。</li> <li>・勤労を尊び、感謝と奉仕の心で温かいまちをつくりましょう。</li> <li>・秩序を守り、笑顔でふれ合う和やかなまちをつくりましょう。</li> </ul>
将来都市像	人の和で 椿十徳 生きるまち
重点プロジェクト 〔障害のある方の施策に関わる項目のみ〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民が主役のまちづくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ネットワークの強化</li> </ul> </li> <li>● 地域資源の創出プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣のあるまちなみの整備と保全 快適な生活環境の確保</li> </ul> </li> <li>● 集いとにぎわい創出プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・住み続けたい環境の創出</li> <li>・人にやさしい生活環境づくり</li> </ul> </li> </ul>
障害のある方の福祉の推進	<p>〔基本方針〕</p> <p>障害のある方の個々のニーズに合った総合的で効果的な相談などの支援体制、また、関係機関などによるネットワークを整備し、一人ひとりが最大限に能力を発揮し、地域や施設などでいきいきと生活することができるよう支援を進めます。</p> <p>また、障害福祉サービスを適切に受けることができるよう、サービスの提供体制の充実を図ります。</p> <p>〔施策をとりまく環境〕</p> <p>全国的に景気の低迷や雇用不安が課題となっている中、障害のある方の福祉サービス利用量は年々増加しています。</p> <p>ネットワーク化や総合的な支援体制を整備するためには、地域全体の理解が必要です。</p> <p>障害のある方に対する生活の支援を行うにあたっては、市民、福祉事業者、行政などが連携し、地域全体で支援を行っていく必要があります。</p> <p>〔市民協働への取り組み〕</p> <p>障害の有無にかかわらず、互いを尊重し合い安心して暮せるよう、市民が障害についての理解を深めるための交流の場や情報提供を行うなどの支援を行います。</p> <p>また、福祉事業者や各種団体との連携を強化するとともに、ボランティアの育成や相談体制の強化を行います。</p>

② 野々市障害者基本計画

計画期間	平成 20 年度～平成 29 年度(10 年)
計画の基本理念	新しいサービス体系に基づく障害福祉サービスの提供基盤の整備充実や地域での暮らしを支える各種事業により、障害のある方が自立した生活をおくことができるよう支援し、野々市に暮らす「すべての障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指します。
計画の基本目標	(1) 障害福祉サービスの量的・質的確保とサービス提供体制の整備 (2) 施設入居・入院から地域生活への移行推進 (3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進 (4) 総合的な相談支援体制の構築 (5) 地域での見守り・支えあいのしくみづくり (6) 互いに認め合い、共に生きる環境づくり

③ 野々市町次世代育成支援行動計画 子ども活き生きプラン 2010

計画期間	平成 22 年度 (2010 年度)～平成 26 年度 (2014 年度)
計画の基本テーマ	『子どもを育てたい 育ててよかったまち のいち』
基本方針	① 子育て支援体制づくり ② 次代の親を育成する環境づくり ③ 子育てを楽しみ喜べる社会づくり
障害のある子への支援	<p>身体に障害のある子ども及び知的障害のある子どもについて、幼児遊びの教室、発達相談、幼児相談などへの参加を促し、心理判定員や保健師、作業療法士、保育士などで多面的に発達の把握と相談に応じています。また、発達障害が疑われる場合は、医療機関・専門機関を紹介するなど、住民のニーズに合わせた対応をしています。</p> <p>学校においては、発達障害等を含む障害のある児童生徒に対して特別支援教育の充実に努めています。校内において特別支援教育コーディネーターの指名を行い、校内委員会を活性化することで、校内支援体制の充実を図っています。また、野々市町では、特別支援教育支援員を全校に配置することで、一人ひとりの児童生徒の障害に対応した支援が行えるよう体制を整えています。</p> <p>今後も、障害のある子どもが地域で安心して共に生活し、それぞれの子どもに適した施設やサービスが利用できるよう、これらの事業の充実に努めます。</p> <p>また、障害の原因となる疾病などの早期発見・早期治療の推進のための体制拡充に努めるとともに、発達障害児への就労支援やその家族への支援について教育機関、障害関係施設などと連携し、支援策の充実を図る必要があります。</p>

## 野々市市第3期障害福祉計画

発行日 平成24年3月31日

発行 野々市市

編集 野々市市健康福祉部しあわせ支援課

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目一番地

T E L 076-227-6063

F A X 076-227-6251

E-mail fukushi@city.nonoichi.lg.jp